

第 4 号議案

特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例及び
亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例（昭和 39 年亀岡市条例第 48 号）及び亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例（昭和 30 年亀岡市条例第 26 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 6 月 13 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例及び
亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部
を改正する条例

（特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例（昭和 39 年亀岡市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（特例期間中の給料の特例）

- 9 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における市長、副市長及び病院事業管理者の給料月額については、第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、その額に 100 分の 5.3 を乗じて得た額に相当する額（当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を減じた額とする。ただし、手当（地

域手当を除く。)の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。

(亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正)

第2条 亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(特例期間中の給料の特例)

- 2 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における教育長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、その額に100分の5.3を乗じて得た額に相当する額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を減じた額とする。ただし、手当(地域手当を除く。)の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び
亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部
を改正する条例案要綱

- 1 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、市長等及び教育長の給与について、次のとおり減額支給措置を実施すること。
 - (1) 給料月額を一律5.3%減額
 - (2) 給料月額に対する地域手当を一律5.3%減額

- 2 この条例は、平成25年7月1日から施行すること。